性化等の施策並びに道路、河川、海岸、港湾、空港、都市公園、下水道等の社会資本整備事業との整合性や連携を図り、地域として総合的な観点から取り組むことが期待される。

特に、観光圏整備事業に関連する社会資本整備については、関係地方公共団体において、次に掲げる事項に配慮しつつ行われることが期待される。このため、観光圏整備計画を作成しようとする市町村又は都道府県は、関連する社会資本整備事業の事業主体又は管理主体と協議を行うことが期待される。

(1)　観光旅客の観光圏の区域内における周遊及び観光圏への移動を、安全、快適かつ魅力あるものとするため、まちづくり、河川、道路、港湾等における植樹等の良好な景観の形成や電線類地中化事業について、観光圏整備計画等との整合性及び認定観光圏整備事業との連携に配慮すること。

(2)　観光旅客による観光圏の区域内における周遊及び観光圏への移動を、快適なものとするため、道路、鉄道、港湾、空港等の乗り継ぎ改善等の利便性の向上を図る事業について、観光圏整備計画等との整合性及び認定観光圏整備事業との連携に配慮すること。

(3)～(5)　（略）

また、観光圏整備計画を作成する市町村が、エコツーリズム推進法（平成十九年法律第百五号）に基づきエコツーリズムの推進を図る場合又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）に基づき地域における歴史的風致を活かしたまちづくりの推進を図る場合は、エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム推進全体構想又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画と観光圏整備計画との調和を図る等、観光圏整備事業と十分に連携させて取り組むことが期待される。

性化等の施策並びに道路、河川、海岸、港湾、空港、都市公園、下水道等の社会資本整備事業との整合性や連携を図り、地域として総合的な観点から取り組むことが期待される。

特に、観光圏整備事業に関連する社会資本整備については、関係地方公共団体において、次に掲げる事項に配慮しつつ行われることが期待される。このため、観光圏整備計画を作成しようとする市町村又は都道府県は、関連する社会資本整備事業の事業主体又は管理主体と協議を行うことが期待される。

(1)　観光旅客の観光圏内における周遊及び観光圏への移動を、安全、快適かつ魅力あるものとするため、まちづくり、河川、道路、港湾等における植樹等の良好な景観の形成や電線類地中化事業について、観光圏整備計画等との整合性及び認定観光圏整備事業との連携に配慮すること。

(2)　観光旅客による観光圏内における周遊及び観光圏への移動を、快適なものとするため、道路、鉄道、港湾、空港等の乗り継ぎ改善等の利便性の向上を図る事業について、観光圏整備計画等との整合性及び認定観光圏整備事業との連携に配慮すること。

(3)～(5)　（略）

また、観光圏整備計画を作成する市町村が、エコツーリズム推進法（平成十九年法律第百五号）に基づきエコツーリズムの推進を図る場合又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）に基づき地域における歴史的風致を活かしたまちづくりの推進を図る場合は、エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム推進全体構想又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画と観光圏整備計画との調和を図る等、観光圏整備事業と十分に連携させて取り組むことが期待される。

さらに、文化財が観光資源として重要な場合については、文化財の保存に十分配慮しつつ、適切な活用を図る観点から、観光圏整備計画の作成に当たって、市町村の長又は都道府県の知事は、当該地方公共団体の教育委員会に対し、文化財の活用に関して意見を聴くことが期待される。

加えて、観光旅客の受入環境の構築に当たっては、緊急時の観光旅客の安全の確保を図ることが重要であることを踏まえ、関係地方公共団体においては、事前に災害時の避難路や避難計画を定めるとともに、避難場所等の安全性についての点検、十分余裕をもった避難の勧告・指示等避難誘導体制全般の整備を図ることが期待される。

2　国における施策の連携及び支援の方針

(1)　（略）

(2)　その他の連携及び支援

(1)に記載する施策に加え、国において以下のとおり連携及び支援を図ることとしている。

①　滞在促進地区及び観光圏の魅力の向上

滞在促進地区及び観光圏における観光旅客が回遊・周遊する空間の魅力向上や、地域の観光資源の価値の向上等を図るため、

・　地域の文化財の保存・活用に関し、観光圏整備計画及び観光圏整備実施計画の作成並びに観光圏整備事業の実施に当たって、関係地方公共団体の教育委員会を通じて求めがあれば、技術的な指導・助言を行う。（文化庁）

・　農山漁村地域において、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するため、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体

さらに、文化財が観光資源として重要な場合については、文化財の保存に十分配慮しつつ、適切な活用を図る観点から、観光圏整備計画の作成に当たって、市町村の長又は都道府県の知事は、当該地方公共団体の教育委員会に対し、文化財の活用に関して意見を聴くことが期待される。

2　国における施策の連携及び支援の方針

(1)　（略）

(2)　その他の連携及び支援

(1)に記載する施策に加え、国において以下のとおり連携及び支援を図ることとしている。

①　滞在促進地区及び観光圏の魅力の向上

滞在促進地区及び観光圏における観光旅客が回遊・周遊する空間の魅力向上や、地域の観光資源の価値の向上等を図るため、

・　地域の文化財の保存・活用に関し、観光圏整備計画及び観光圏整備実施計画の作成並びに観光圏整備事業の実施に当たって、関係地方公共団体の教育委員会を通じて求めがあれば、技術的な指導・助言を行う。（文化庁）

・　農山漁村地域において、農業集落等が中心となり、伝統的な食文化、美しい景観等を観光等に活用する取組を促進するとともに、農